



**東洋大学 自己点検・評価(専攻フォーム)**

**部門名 : 食環境科学研究科 食環境科学専攻**

(1) 理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	○研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と研究科の目的の連関性	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「研究科規程」	各専攻、課程において、「教育研究上の目的」を、各研究科の研究科規程に適切に定めている。			
		2 研究科、専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3 研究科、専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
		4 研究科、専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、研究科・専攻の目的等の周知及び公表	5 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・「大学院要覧」 ・ホームページ	各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。			
		6 研究科、専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
		7 受験生を含む社会一般が、研究科・専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3) 大学の理念・目的、各研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	8 大学の理念・目的を踏まえ、各専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・大学院中長期計画書 ・その他( )	平成29年度より全学的な方針の下、各専攻の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。	A		
		9 研究科・専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・大学院中長期計画書	研究科長が中心となり、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、食環境科学研究科の中長期目標である社会に通用する高度職業専門人の人材育成を行うシステムの構築を目指している。具体的には、学外の有識者による外部評価委員会を組織し、本研究科のシラバスや教育プログラム等を評価してもらい、その評価を基に食環境科学研究科の教育システムを構築中であり、これらのシステムを構築することが、本研究科の理念目的の実現に繋がる。			
4) 大学・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	○教育組織としての適切な検証体制の構築	10 研究科・専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・食環境科学研究科委員会議事録	年2回外部評価委員会による研究科の目的に合った教育・研究指導等が行われているか検証してもらい、それを基に食環境科学研究科食環境科学専攻の目的の適切性について、食環境科学研究科委員会で議論し、必要に応じて改善策を講じるようにする。	A		
		11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・食環境科学研究科委員会議事録	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限を研究科長に集約し、研究科長は食環境科学研究科委員会で議論している。また、その検証に客観性を担保するために、外部評価委員会からの提言を受け、参考にしている。	A		

※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	12 教育目標を明示しているか。	・「研究科規程」	各研究科・専攻において、「教育研究上の目的」を研究科規程に適切に定めている。	S	※1と同様	
		13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ	各研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。			
		14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	大学院要覧p.120	教育目標、ディプロマ・ポリシーの整合性については、「人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的」において、幅広い知識(基礎的素養)の涵養とともに生命科学的視点に立って、食品機能とこれが健康維持・増進に果たす役割を一層深化させた専門能力を習得させることを目的とすると記載している。ディプロマ・ポリシーにおける①知識、②技能、③態度等、④当該学位にふさわしい学習成果については、「英語による食環境科学の知識・知見及び専門的研究手法や技能を身につけている」「哲学教育に基づき、高度職業専門人として倫理観や高い見識を修得し、リーダーシップを発揮し・・・」と記載している。			
		15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。					
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等  ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ	各研究科・専攻において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。	A	※1と同様	
		17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p121) ・ホームページ( <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html</a> )	①教育課程の体系性については、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成、②教育内容については、高度職業専門人となるための高い実践力と国際的に活躍できる学際的研究能力を教授する、③科目区分については、「基盤教育科目と領域専門科目を配列していることを明記している。 また、カリキュラムポリシーにおいて、ディプロマポリシーに準拠していると明示している。			
		18 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。					
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  ○学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	19 教育課程は、あらかじめ学生に提示してある研究科・専攻の研究指導計画を考慮して、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせるほか、授業科目の順次性に配慮して、バランスよく各年次に体系的に配置されているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p132-137) ・ホームページ( <a href="http://www.toyo.ac.jp/academics/gfns/gfns/95181/">http://www.toyo.ac.jp/academics/gfns/gfns/95181/</a> )	専門分野の特性に合わせた教育課程の編成については、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、基盤教育科目と領域専門科目を配列しており、食環境科学領域における高度で幅広い知識を修得できることが明示されている。  各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設置している。講義科目および研究指導は、教育課程の中に適切に位置づけられており、指導場所や時間等もホームページに明記している。授業科目の位置づけについては、現行よりもさらに高度かつ効果的に教育目標を達成できるよう、必修科目と選択科目のバランスの最適化を研究科委員会にて協議している。	A		
		20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されているか。					
		21 カリキュラム・ポリシーに則り、専門分野の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修得に繋がっているか。					
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	22 研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育及び支援を行っているか。また、教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか(対応する資格等がある場合)。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p120)	本研究科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的として、博士前期課程では、「高度な倫理観によって、生命と健康、食の安全に係る分野において、指導的役割を果たすとともに、国際的に活躍できるような高度な専門能力を有する実務スペシャリストとなる人材を養成すること」「幅広い知識の涵養とともに、生命科学的視点に立って、食品機能とこれが健康維持・増進に果たす役割を一層深化させた専門能力を習得させること」「人間栄養学を構成する人間、食物、地域・環境、さらには生理学、臨床栄養学等の学際領域を深く学び、高度な専門知識とスポーツ栄養学、栄養マネジメントの能力を習得させること」「幅広い知識をもとに俯瞰力を習得させること」を目的とした人材を育成することを掲げている。 また博士後期課程では、「グローバルな視点から、食を取り巻く環境を科学的に考察し、国際的な幅広い視野に立って、さらに高度な知識と研究能力を有し、世界・日本社会が直面する多様な食環境科学領域での諸問題において、解決を図る研究者、技術者、教育者等の人材を育成すること」を教育研究上の目的として、博士前期課程で修得したものをさらに発展させ、食環境科学領域におけるより高度な知識と創造的、独創的な能力を修得し、リーダーシップを発揮して課題設定・解決ができる人材の育成を目指し、支援を行っている。	A		
		23 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p121, 136)	本研究科では、社会的及び職業的自立を図るために必応な能力の育成の一環として、博士前期課程では民間企業等の第一線で活躍されている方に「イノベーション人材育成学」の講義をご担当いただき、学生の企画・立案能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力を身につけられるようにするための講義(必修科目)を展開してもらっている。博士後期課程においても、課題解決能力、プレゼンテーション能力等を身につけられるよう、自らの研究成果等を国際学会、国際学術論文等を通じて的確に情報発信できるよう指導している。 また、学内の関係組織の連携体制は教員間で共有されており、研究科委員会、各委員会で協議、報告も行っている。専攻での指導体制、学内関係組織との連携体制についての記載は、「学修成果の評価」に記載されている。			

(4) 教育課程・学習成果

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	○研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜修士課程、博士課程＞ ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施	24 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。		※1と同様	
		25 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
		26 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。★	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p.132-135)	大学院の年次計画については大学院要覧にて周知している。具体的な研究計画については各教員が対応している。高度職業専門人としての学生の将来の展望に対する大学院での研究の位置づけを明確化し、研究指導、学位論文作成指導に活用することとしている。	A		
		27 学生の主体的な学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	・グローバルイノベーション人材創出プログラム 関連資料 ・Diversity Voyage in Kuching 関連資料 ・食環境科学研究科ホームページ ( <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html</a> ) ・平成30年度春学期授業評価アンケート	食環境科学研究科では、カリキュラムポリシーに基づき、授業科目と研究指導を適切に組み合わせた教育課程を組んでいる。加えて、実践力と国際的に活躍できる学際的研究能力の担保のために、グローバルイノベーション人材創出塾およびDiversity Voyage in Kuchingを実施している。また、これらのカリキュラムが高度職業専門人育成に適合しているかどうかについて、外部評価委員から評価をさせていただき取り組みを実施している。	A		
28 カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。		また、大学院教育に合わせた教育方法の改善活動の実施については、セメスタ毎に研究科独自の授業評価を必ず実施しており、各教員が学生の評価を基に授業を改善している。  さらに、FD活動においては、毎年実施しており、国際的に活躍できる人材育成のためにも英語で授業が展開できるような教員向けの英語講座や発達障害の学生、聴覚障害の学生等の指導体制の整備に関する講演会等を実施している。					
5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示  ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	29 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。		※1と同様	
		30 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	・東洋大学院学則	大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。			
		31 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p29-30, 研究指導の体制)、(板倉キャンパス版, p117-118, 成績評価の厳格性)	成績評価の厳格性は東洋大学大学院学則に則り評価を行なっている。本研究科は外部評価委員会を設置し、成績評価の客観性を確認している。現在も継続的により効果的な評価法を検討している。	S		
		32 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要覧	各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。		※1と同様	
		33 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。★	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p39,42)	本研究科・専攻の学位論文審査基準は、大学院要覧(板倉キャンパス版)に詳細に明記してある。	S		
		34 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・ホームページ( <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html</a> ) ・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p132-134) ・2018大学院要覧(板倉キャンパス版, p25-69, p131-134)	本研究科・専攻は、学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、大学院要覧に手続きが明文化されており、各教員が指導にあたっている。学位論文審査にあたっては、研究科委員会において論文受理についての承認を受け、また、同委員会で承認された「指導教授を中心とした審査委員会」による論文の査読、発表会/公聴会が行われ、それらの内容に基づいた学位授与の審査を研究科委員会において行っている(受理・審査委員会の発足:修士号については1月、博士号については12月の定例研究科委員会。審査:修士号・博士号とも、2月の定例研究科委員会) (「カリキュラムポリシーの学修成果の評価」において、学位授与の責任体制、評価方法等が記載されている)	S		

(4) 教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・修了生、就職先への意見聴取	36	専攻として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・食環境科学研究科外部評価委員会資料 ・食環境科学研究科「食のグローバルイノベーション人材育成プログラム運営概要資料」	本研究科・専攻では、研究科・専攻内にて行われる教育指導の方法、教育方法の質、評価方法の適切性などについて、学外の食環境科学領域において活躍する有識者数名からなる「食環境科学研究科外部評価委員会」を独自に設置しており、年に数回の外部評価委員会を開催している。外部より本研究科・専攻の教育研究指導方法について評価を受け、これらの評価結果に基づく改善を研究科委員会において迅速に対応し、より高い教育研究の質保証の維持・高度化に取り組んでいる。本研究科・専攻の基盤教育科目(必修科目)であるイノベーション人材育成学や、外部評価委員会の協力のもと開催している「食のグローバルイノベーション人材育成塾」において、自己評価・自己成長に関わるアンケートを実施している。自己評価アンケートは大学院修了時の判定に活用することになっている。	S		
		37	学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。					
7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用(→前項でまとめて確認) ○点検・評価結果に基づく改善・向上	38	カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。	・食環境科学研究科外部評価委員会資料 ・食環境科学研究科「食のグローバルイノベーション人材育成プログラム運営概要資料」	本研究科・専攻では、研究科・専攻内にて行われる教育指導の方法、教育方法の質、評価方法の適切性などについて、学外の食環境科学領域において活躍する有識者数名からなる「食環境科学研究科外部評価委員会」を独自に設置しており、年に数回の外部評価委員会を開催している。外部より本研究科・専攻の教育研究指導方法について評価を受け、これらの評価結果に基づく改善を研究科委員会において迅速に対応し、より高い教育研究の質保証の維持・高度化に取り組んでいる。本研究科・専攻の基盤教育科目(必修科目)であるイノベーション人材育成学や、外部評価委員会の協力のもと開催している「食のグローバルイノベーション人材育成塾」において、自己評価・自己成長に関わるアンケートを実施している。自己評価アンケートは大学院修了時の判定に活用することになっている。	S		
		39	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。					
		40	授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研究会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。					

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	41 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各研究科、専攻において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様	
		42 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・ホームページ (http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html)	アドミッションポリシーの中で食品機能科学における基礎知識があることや研究遂行能力があることを求めている。そのため、入学希望者全員を対象に行う面接において、課題解決能力や一般知識を5段階評価で3名の面接官が評価している。			
		43 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	全研究科・全専攻において、大学ホームページにて公表している。	※1と同様		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施	44 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・ホームページ (http://www.toyo.ac.jp/site/gfns/74122.html) ・ホームページ (http://www.toyo.ac.jp/academics/gs/prospective/ad/itakura/)	アドミッションポリシーの中で課題解決能力や食品機能科学における基礎知識を始め5項目にわたる技能を求めている。その趣旨に基づき、一般入試、社会人入試、留学生入試を実施している。また、一定の学力基準を満たし進学を目指している学生に対して学内推薦制度を設定している。これらの項目は大学HPにて明示している。	A		
		45 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。					
		46 一般入試、推薦入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・ホームページ (http://www.toyo.ac.jp/academics/gs/prospective/ad/itakura/)	入試委員を中心に、入試問題の作成、採点、面接を研究科委員会構成員で進めている。責任所在を研究科委員会および研究科長と定めている。			
		47 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。					
		48 入学者選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。					
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学生員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <修士課程、博士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率	49 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。★		食環境科学研究科食環境科学専攻の収容定員に対する在籍学生比率は、修士課程では0.50~2.00の範囲内にある。博士後期課程は、今年度開設し、初年時の学生のみ在籍しているが、収容定員に対する在籍学生比率は、0.33~2.00の範囲内にある。	A		
		50 部局化された大学院研究科(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。★ ※学際・融合研究科					
		51 定員超過または未充足について、原因調査と改善方針の立案を行っているか。					
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	52 入試の結果を振り返り、アドミッション・ポリシーの適切性を検証し、必要に応じて改善(アドミッション・ポリシーの見直し、入試方式の変更、定員管理への反映等)を行っているか。	・食環境科学研究科委員会議事録	年1回、研究科委員会にて議題提案している。	A		
		53 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・食環境科学研究科委員会議事録	入試委員会が中心となり学生の受け入れの適正性を検証し、研究科委員会が次年度の入試体制を決定しており、責任体制は明確である。年2回の入試前後には入試方針の確認および見直しを行い、必要に応じて月1回行われている定例研究科委員会にて審議を行っている。	A		
		54 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。					

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各研究科等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	55 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	/	※1と同様	
		56 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
		57 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・食環境科学研究科委員会議事録	教員組織の編成方針は、研究科として、現研究科教員組織で食環境科学領域をカバーできない領域を研究科委員長が主催する研究科委員会で議論し、現研究科常勤教員でカバーできない分野については、食環境科学部の教員新規採用の際に連携して、順次不足する分野の教員の採用を目指し、それでもカバーしきれない分野については客員教授等の招聘を行い、食環境科学領域を全体的にカバーできる教員組織の構築を目指している(来年度から不足している分野として、老化制御の分野に客員教授を1名及プロバイオティクスの分野に非常勤講師を1名招聘する予定)。また、各教員の役割、教員間の連帯のあり方等については、研究科委員会で議論し、新しい適切なシステムの構築を模索している。具体的には、学生のキャリア支援や研究指導については、主及び副指導教員のみならず、他の最適な教員の助言や指導を仰ぎ、成果が出るような協力体制を構築している。また、各種委員会については、全学委員と関連する研究科内各委員会委員長を兼任してもらい、全学の方針を研究科に速やかに反映できる体制をしいている。さらに、学内各委員会メンバーにはその役割に精通した教員を選び、各委員会が実質的に機能するように配慮している。年に一度、研究科長を中心に各研究科内委員会の実働状況を検証し、必要に応じて委員会メンバーを入れ替えるようにしている。	A		
		58 研究科・専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。					
		59 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。					
2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	60 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・食環境科学研究科委員会議事録	大学院設置基準で定められているのが、研究指導教員数4名、研究指導教員と研究指導補助教員数を合わせて7名以上となっているので、食環境科学研究科の研究指導教員は17名で充足している。研究指導教員の2/3は教授となっている(教授は12名)。研究科・専攻として、～30歳0名、31～40歳2名、41～50歳5名、51～60歳4名、61歳以上6名で構成されている。現在、61歳以上の教員の比率が高いが、人事権がある学部と連携して、新規採用に際し年齢のバランスを考え、各年代の比率を適正化する。実際、来年度から30代の教員3名が新たに研究指導教員として採用予定で、来年度からは年齢構成比が適正化される予定。	A		
		61 研究指導教員の2/3は教授となっているか。					
		62 研究科・専攻として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。					
		63 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・なし	教員組織の編成方針は、研究科としては定めている。また、人事権がある食環境科学部の新規教員採用の際に、研究科長から食環境科学研究科の研究領域及び年齢構成を考慮した採用を学部要望すること、バランスの取れた教員組織の編成を目指している。	A		
		64 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	/	※1と同様	
		65 研究科の科目担当及び研究指導担当の資格が明確化されているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。			
3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	66 教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・なし	原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。	/		
		67 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	68 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	/		
		69 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		70 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。	・教員活動評価運営委員会資料 ・食環境科学研究科委員会資料	学部の取り組みに準ずる。食環境科学部の教員活動評価回答率は100%であり、全教員が前年度の振り返りを実施した。大学院教育に関しては、授業評価アンケート結果に基づいて外部評価委員および大学院生に対し、コメントをする機会を設けることとしている。			
5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	71 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・なし	研究科には人事権がないため、このような主体、権限はない。但し、教育方針に従った人材の配置を実現するための議論、検証を研究科長が主催して研究科委員会でを行い、それに基づき、人事権がある食環境科学部の新規教員採用の際に、研究科長から食環境科学研究科の研究領域及び年齢構成を考慮した採用を学部要望すること、バランスの取れた教員組織の編成を目指している。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	72	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版)	研究科としては、必修科目である「食品技術者・研究者の倫理」の中で技術者・研究者に必要な哲学教育を実施している。	A		
	国際化	73	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版) ・2018学長施策計画 ・大学院中長期計画書	英語に関する授業3科目を必修とし、国際的に通用する英語力を養成している。また、学長施策の一環として、TOEICの点数向上を目指した講座開設等、学生の英語力向上に必要なプログラムを組んでいる。ポスターを作成する際は使用する言語を英語に限定している。また、英語を実践する場として、海外短期研修を実施したり、国際学会への参加を研究科内で奨励している。尚、英語力向上の効果をあげるために、必修である「実用英語特論」の履修要件として、原則TOEIC600点を2018年度から適応することになった。	A		
	キャリア教育	74	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・2018大学院要覧(板倉キャンパス版) ・2018学長施策計画 ・大学院中長期計画書	学長施策に基づく「グローバルイノベーション人材創出塾」や必修授業「イノベーション人材育成学」で、学生の社会人基礎力の向上を図っている。	A		
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	(独自に設定してください)	75	(独自に設定してください)					
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	(独自に設定してください)	76	(独自に設定してください)					
4) 研究科・専攻独自の評価項目③	(独自に設定してください)	77	(独自に設定してください)					